

1991~1992 RI テーマ

自分を越えた眼を

Look Beyond Yourself

RI会長 ラジェンドラ・K・サブー



例会 NO 7 8

No 2- 42 1992. 5. 27 発行



# Weekly Report

国際ロータリー第2750地区 東京多摩グリーンロータリークラブ

1991~1992年度クラブ目標 “親睦と奉仕の流れを創ろう”

## 第78回例会報告(5/20)

特別代表 由井 重光

司会 SAA 杉田 誠

☆点 鐘 会長 田中 實

☆ロータリーソング 「手に手つないで」

ツリグチー 吉沢 洋景

☆お客様紹介 会長 田中 實

柏原 允様 (卓話講師:  
東京武蔵府中RC)

永留 哲郎様 (東京多摩RC)

小池 昭義様 (東京多摩RC)

本山 栄一様 (東京成城新RC)

若林 滋和様 (野村証券京王多摩センター支店)

## ☆会務報告 会長 田中 實

\* 5月13日町田RC創立30周年記念式典に会長以下5名が参加しました。

\* 5月15日モンゴル大使館へ、ノートと鉛筆その他を持って訪問しました。詳しくは奥木国際奉仕委員長より報告致します。



## ☆幹事報告 副幹事 橋口 洋三

\*ロータリー適用相場変更および財団寄附金等払い込み期限のお知らせ。

国際ロータリー中央事務局より本年6月1日から全ての振込に対する適用相場(ロータリーレート)を1ドル 135円(現行126円)に変更する旨連絡がありました。

また、国際ロータリー財団より1991~92年度寄附金払い込み締切日は6月30日厳守となりました。本年度は猶予期間がなく7月1日以降振り込まれた場合は1992~93年度分の取扱いになりますのでご注意ください。

\*本日よねやまたよりXVIをお配りしてありますので良く読んで下さい。

\*他クラブ例会変更のお知らせ。

・東京府中RC  
6/10(水) 夜間例会 18:00 大国魂神社

・東京飛火野RC  
6/23(火) より例会場を高幡不動尊客殿二階広間に変更致します。



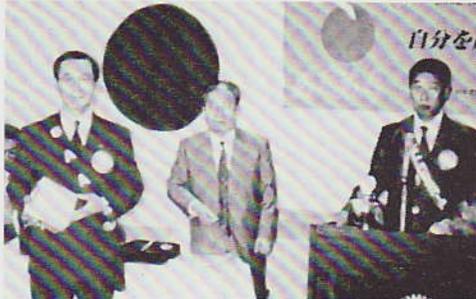
☆委員会報告

★親睦委員会

城倉 正博

【月例祝賀】

〔誕生日祝〕 小島周二郎会員



★親睦委員会

奥木 博勝

ニコニコBOX

柏原 允様(東京武蔵府中RC:卓話講師)

はじめて出席させていただきます。よろしくお願いたします。

永留 哲郎様(東京多摩RC)

6世話になります。本日新入会員と共に世話になります。

小池 昭義様(東京多摩RC)

よろしくお願いたします。

本山 栄一様(東京成城新RC)

今回もよろしくお願いたします。

由井 重光様(東京多摩RC:特別代表)

WCSモンゴルが大変有意義に、又ロータリーらしく成功したので。

増川 徹 2年間皆様方に大変お世話になりました。

城倉 正博 増川さん長い間、ありがとうございました。

赤尾 恭雄 増川さん今後とも元気で頑張ってください。

吉沢 洋景 結婚祝いを有難うございました。

吉尾警太郎 伊神さんよりBクラス優勝の祝金をいただきましたので。

佐伯 和廣 多摩RCのお客様いらっしゃいませ。

伊神 稔 お客様ようこそ。

小島周二郎 永い間、大変ご無沙汰いたしましたが、本日より復帰しますのでよろしく。

海野 栄一 小島さんご退院おめでとございます。増川さんお元気で。

杉田 誠 毎日仕事が忙しくて。

奥田 文夫 5月13日オーストラリアで一番古いメルボルンRCに出席して来ましたので。

以上 合計 42,000円

★出席委員会

〔出席報告〕

中山 恒武

	総数	出席	MU	欠席	出席率
本日報告	43	28	1	12	70.73%
前訂正	43	30	5	5	87.50%

※出席免除者今回より2名

〔先週のメイクアップ〕

奥田 文夫 5/13 メルボルンRC

〔本日の事前メイクアップ〕

津守 弘範 5/19 多摩RC

〔欠席届者〕

足立潤三郎、

大松 誠二、

萩生田茂夫

橋本 幸夫、

北村 幸彦、

宮本 誠

永田 健作

内藤 實、高野 範城、中山順一郎

〔欠席者〕 吉原光太郎、小坂 一郎



【メルボルンRC例会に出席して】

奥田 文夫

先週一週間オーストラリアを旅行してきましたが、その途中メルボルンでメイクアップをして来ました。

メルボルンの街は大変落ち着いた古風な都市で、約200年前の赤レンガ造り建物が多数残っており、街は碁盤目に区画され、中世のヨーロッパのようです。

メルボルンには3つのRCがあり、その中で一番古いメルボルンRCが、コンサートホールのレセプションルームで例会を開いていました。会員は約300名、ビッグなクラブです。当日は勲章を沢山つけた会長がお客様会員を握手で出迎え、メルボルン中の名士が参集したという感じでした。

委員会報告、新会員の紹介等があり、アナリストのスピーチがあり、大変熱意あふれた雄弁な語り口でしたが、小生の耳ではほとんど理解出来ませんでした。

記念にバナーを交換し、メルボルンRCの状況を取りまとめたリポート等を頂いて来ましたので、是非ご一読下さい。

★国際奉仕委員会 奥木 博勝

5月15日、田中会長、国際ソロプチミスト多摩委員長、ニュータウンタイムズの記者と共に、会員の皆様にご協力頂きました「モンゴルの子供達に鉛筆とノートを贈ろう」の成果を持って、モンゴル大使館へ行ってまいりました。

集計結果は次のとおりです。

鉛筆等 6916本、 ノート 4678冊

クレヨン他 683、 募金 103,429円

目標を上回る成果にご協力ありがとうございました。

★よねやま委員会 吉尾警太郎

今年度の米山奨学金の目標が達成出来ておりません。皆様方のご協力を再度お願いいたしますのでよろしく。

★次年度会長報告

会長エレクト 赤尾 恭雄

\* 次の例会の前、臨時の被選理事会を開きますので、役員、理事の方は必ず出席して下さい。

\* 地区の方からロータリー財団の年次寄付を会員1人当たり10ドルから40ドルに引き上げてほしいとの要請が来ています。これは財団75周年記念ということですが、後で60%が地区活動資金として還元されるので、要請に応じたいと考えています。

\* 次年度R1会長より、新年度を迎えるに当たってというメッセージが来ています。これはクラブ協議会を通して皆さん方に伝えたいと思います。

~~~~~ 【増川会員退会について】 ~~~~~

城倉 正博

チャーターナイトのメンバーであった増川会員が、この度転勤のため退会することになりました。残念ですが、社命では仕方があり

ません。次の地域でもRC会員としてご活躍して下さい。ささやかですが、記念品と花束をお贈りします。



..... 【退会ご挨拶】 .....

増川 徹

はじめてロータリークラブの会員になって約2年、短い期間ですが、会員の皆様にご大変お世話になりました。次の任地は兵庫県西宮支店になりますが、前任者がRC会員ですので、引き継いでいけると思います。

なかなか経験出来ないチャーターナイトの行事に参画出来、本当に貴重な体験が出来ました。阪神地区でも頑張りたいと思っています。後任には香港から若林君が異動してきます。後任者ともども今後ともよろしく願いいたします。

==== 【卓話】 =====

「公証人制度について」

府中公証人役場

公証人 柏原 允様



私は東京武蔵府中ロータリークラブの会員で、多摩グリーンロータリークラブのチャーターナイトには出席させて頂いています。しかし例会に出るのは始めてです。仕事の関係上、知り合いの方も何人かおられますが、今日は普段なじみのない公証制度についてお話し申し上げます。

公証役場というのは多摩地区に五つありまして、私は鳥取地方裁判所所長を勤めた後公証人として、府中公証役場を担当しております。

公証制度というのは、人間でいえば病気になる前に予防しておこうという予防制度です。社会的病気というのは金銭にまつわる紛争ですが、紛争がおきないように予防する。または、紛争が起きた時には答えを用意しておくというのが公証制度です。

最近の傾向として相続について紛争になるケースが大変多い。ロータリークラブ会員の方にはそういうケースはないと思いますが、紛争にならないよう予防しておくことが必要になって来ました。

それではどういう役割があるかという、公証事務には大きく分けて四つあります。

- (1) お金の貸借や土地建物などの売買または賃貸借、交通事故、離婚などに伴う損害賠償や慰謝料の支払等に関する契約公正証書や遺言公正証書の作成。
- (2) 会社設立のための定款の認証。
- (3) 外国から人を招くための招請状その他一般私文書の認証。
- (4) 確定日付

ここで注意しておきたいことは、例えば金銭の貸借で貸したお金が返して貰えない。そこで自力救済して速く金を返せなどとやると、恐喝になって法に触れることになります。所が公正証書を作っておくと、これは裁判所の判決と同じ意味を持って直ちに物件の差し押え等の行為が出来、返済を可能にできる訳です。

次に相続についてもう少し詳しく申し上げますと、法律に法定相続分というのが定めてあります。それは次のようになっています。

相続人が、

- (1) 配偶者と子の場合  
(イ) 配偶者 1/2

(ロ) 子 1/2

- (2) 配偶者と親の場合

(イ) 配偶者 2/3

(ロ) 親 1/3

- (3) 配偶者と兄弟姉妹の場合

(イ) 配偶者 3/4

(ロ) 兄弟姉妹 1/4

このように配偶者は常に相続人になります。なお、法律には遺留分の定めがあり、被相続人がいくら遺言状等で相続資産の配分を決めても、最低限度相続人に渡さなければ鳴らない分があります。それは原則として法定相続分の1/2と決められています。兄弟姉妹には遺留分はありません。

遺言について公正証書を作っておけば、相続の時に紛争にならないよう予防出来ます。

では、遺言公正証書はどのように作るのかというと、

誰が、誰に、何を相続させるのかと決めておくのですが、それには遺言者と証人として立会人が2名（それも相続に利害関係を持つ人は駄目）、遺言状執行者が必要です。

それから次の書類をそろえます。

- (1) 遺言者の印鑑証明書
- (2) 戸籍謄本
- (3) 遺言者の財産中、不動産がある場合  
(ア) 固定資産税の評価証明書  
(イ) 登記簿の謄本

こうして公証人が遺言状を作成して公証役場で保管します。

以上のとおりであります。私共は法務省の管轄下で公正証書の作成をしております。再度くどいようですが、公証制度は紛争を予防するのが目的ですから、金銭の貸借や、相続については公正証書を作っておくのが良いかと思えます。作成に当ってはご連絡頂ければお手伝いさせていただきます。是非紛争の予防を心掛けていただければと思います。

本日はありがとうございました。



## 東京多摩グリーンロータリークラブ

会長：田中 賢 副委員長：黒田文夫、委員：赤尾恭雄  
幹事：岡本 謙 連絡：渡部二郎、津守弘敏、橋口洋三  
会報委員長：足立 義三郎

\*例会場 多摩そごうデパート7F サファイヤロウケットルーム

事務所：東京都多摩市落合547  
多摩センタービル7F

TEL 0423(72)6463/FAX 0423(72)6491

\*例会日 毎週水曜日12:30 月の最終例会18:30